

# 東松山市ふるさと納税一括代行業務 プロポーザル基本方針

## 1 業務概要

### (1) 件名

東松山市ふるさと納税一括代行業務

### (2) 業務の目的

東松山市ふるさと納税制度に係る各種業務について代行し、寄附申込に係る情報等を一元管理することによって東松山市（以下、「本市」という。）のふるさと納税制度に係る各種業務の円滑な遂行及び寄附件数の増加に資することを目的とする。

### (3) 業務内容

- ① 寄附申込の受付に関する事。
- ② 本市が契約するふるさと納税ポータルサイトの管理運営等に関する事。
- ③ 寄附申込に係る寄附者情報の管理に関する事。
- ④ 寄附申込に係る決済状況管理に関する事。
- ⑤ 返礼品の管理（受発注・集荷・配送等）に関する事。
- ⑥ 返礼品協賛者に対する返礼品代金（送料及び消費税を含む。）の支払い及び請求処理に関する事。
- ⑦ 返礼品協賛者との調整に関する事。
- ⑧ 返礼品の新規開拓及び魅力向上に関する事。
- ⑨ 寄附者及び返礼品協賛者等からの問合せに関する事。
- ⑩ 寄附に対する礼状、受領証明書、ワンストップ特例申請書の送付に関する事。
- ⑪ その他、①～⑩の業務の遂行に必要な業務に関する事。

### (4) 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

ただし、令和5年第1回東松山市議会における本業務委託に係る予算が議決されない場合は、契約は行わないものとする。なお、契約締結日から令和5年3月31日までの期間は引継ぎ及びシステム等の準備期間とし、準備期間に関して委託料は発生し

ないものとする。

#### (5) 提案上限額

1年度 4,620,000円(消費税及び地方消費税を含む)

※上記の金額は、年間の寄附受入額7,000万円、寄附受入件数3,150件を見込んだ場合の年間委託料総額の限度額であり、寄附受入額、寄附受入件数の増減により限度額は変動する。

#### (6) 見積項目

##### ① 業務内容(①～⑩)

ア 1回の寄附申込みにより決済された寄附金に一定の割合(%)を乗じた額

※経由するポータルサイトに応じて委託料が変動する場合は、ポータルサイトごとに委託料を記載すること。

※別に必要となる有料のオプションサービスがある場合には、別途金額や機能の必要性等を記載すること。

※見積額には別途消費税及び地方消費税を含めた金額を記載すること。

イ 業務内容⑩「寄附に対する礼状、受領証明書、ワンストップ特例申請書の送付に関すること」に係る費用について、アに含まれない場合は、1件あたりの費用(円)を明示すること。(見積額には、1件あたりの費用(円)に寄附受入件数3,150件を乗じた額を加算すること。)

※送料を含めた金額を記載すること。

※受領証明書等の発行・発送に関して、別に必要となる有料のオプションサービスがある場合には、別途金額等を記載すること。

※見積額には別途消費税及び地方消費税を含めた金額を記載すること。

##### ② その他

業務の遂行にあたり、東松山市が契約する各ポータルサイトの運営会社等が提供する有料オプション機能等を別途契約する必要がある場合には、見積額とは別に明示すること。

#### 2 プロポーザル方式採用の具体的な理由及び期待できる効果

全国的にふるさと納税に係る寄附受入額及び寄附受入件数は年々増加傾向にあり、自治体間の競争はますます激しくなっていくことが予想される。

そうした中において、本市への寄附件数や寄附金額の増加につながる新たな返礼品の開発や既存返礼品の魅力向上、返礼品受発注業務等の計画的で円滑な実施等のためには、機動的な事業展開やシステム化された運営体制、訴求効果の高いPR戦略など、価格だけでは判断できない民間事業者が持つ独自のノウハウやアイデアの活用が必要である。

そこで、東松山市ふるさと納税一括代行業務（以下、「本業務」という。）では、優れた企画力・専門性・技術力など価格以外の要素を含めて総合的に判断し、本業務の遂行に最も適した契約候補者を選定することのできるプロポーザル方式を採用する。

### 3 実施形式

広くプロポーザルへの参加を募集し、当該募集に応募があった者のうちから、当該プロポーザルへの参加資格要件を満たすものにより実施する公募型のプロポーザル方式とする。

### 4 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- イ 本プロポーザルの募集開始日から契約候補者の決定までの間において、東松山市契約に係る入札参加等の措置要綱（平成 28 年 4 月 1 日制定）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始決定を受けている者を除く。）でないこと。
- エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始決定を受けている者を除く。）でないこと。
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団でないこと、又は、その利益となる活動を行っていないこと。
- カ 国税及び地方税の滞納がないこと。

※ 本業務のプロポーザルは、東松山市競争入札参加資格を有するものが少なく、入札参加資格の有無に関わらず広く提案を求める必要があるため、入札参加資格の有無

は問わない。

※ 東松山市物品等入札参加資格審査に準じた書類提出による審査を行う。

## 5 審査概要

### (1) 審査委員会

「東松山市ふるさと納税一括代行業務候補者選定委員会」を設置する。

### (2) 委員構成

選定委員長 政策財政部長

選定委員 政策財政部次長、政策推進課長、財政課長、広報広聴課長、  
商工観光課長

### (3) 審査方法

① 参加資格を満たす者の中から、審査基準に基づき、提案内容等の提出書類の審査と、提案者のプレゼンテーションによる提案内容及びヒアリング等の内容を審査し、契約候補者を特定する。

#### ② 審査項目・採点方法

別紙「評価基準」によるものとする。

#### ③ 価格に関する詳細基準

別紙「評価基準」の項目⑫の価格に関する評価は、見積金額を委託限度額で除した按分率により、次の基準に基づき採点する。

(計算式)

見積金額 ÷ 委託限度額 (4,620,000 円) = 按分率

(価格の詳細基準)

按分率	得点
0.84 以下	5
0.85 以上 0.88 以下	4
0.89 以上 0.92 以下	3
0.93 以上 0.96 以下	2
0.97 以上 1.00 以下	1
1.00 以上	失格

## 6 日程

期日等	内容
令和4年12月19日(月)	実施要項等の掲示(ホームページ)
令和4年12月26日(月)午後5時まで	質問書の提出期限(電子メール)
令和5年1月5日(木)	質問書の回答(ホームページ)
令和5年1月16日(月)午後5時まで	参加申込の期限(書類の提出期限)
令和5年1月17日(火)	プレゼンテーションに係る通知
令和5年1月23日(月)	プレゼンテーションの実施
令和5年1月下旬	契約候補者の決定及び結果通知
令和5年2月上旬	契約候補者との協議・契約